

26川監公第4号

平成26年3月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局

上下水道局

監査の範囲 平成24年度に契約した工事並びに繰越及び債務負担行為に係る
工事で、同年度末までに完了したもの（工事関連の設計業務委託
を含む。）

監査の期間 平成25年10月 1日から平成26年 3月14日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の設計業務委託382
件のうちから、次のとおり工事55件及び業務委託5件の合計60件を抽出し
た。（抽出工事等の詳細については別表参照）

監査実施工事等の抽出状況

（単位：千円）

所管別の工事等		対 象		抽 出		
		件 数	契約金額	件 数	契約金額	
港湾局	工 事	47	2,625,592	8	663,288	
	業務委託	5	106,131	1	62,091	
上下 水道局	水道部	工 事	162	18,461,073	25	2,474,073
		業務委託	6	119,398	1	16,674
	下水道部	工 事	136	15,167,290	22	4,802,289
		業務委託	26	273,524	3	39,795
小 計		工 事	345	36,253,955	55	7,939,650
		業務委託	37	499,053	5	118,560
合 計		382	36,753,008	60	8,058,210	

これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において、正確かつ適切に実施
されているかといった視点に加え、工期延期を行った繰越工事等は適切に執行
されているかを審査の重点項目として、設計図書及び施工関係書類の審査並び
に現場調査を行った。

その結果、各工事はおおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

また、審査の重点項目に関する工期延期を行った理由及びその期間の設定については、おおむね適切なものと認められた。ただし、工期延期を行った理由として、関係官庁、ガス事業者等の各事業者との施工協議のために、不測の日時を要したことによるものが多数あり、これらの中には工事発注前における調整により、改善を期待できるものが見受けられた。事業遅延により生じる計画的な事業推進や市民生活、地域経済活動への影響を考慮し、繰越を含む工期延期工事の更なる件数削減に努められたい。

1 給水管付替工事における共通仮設の実施について指示及び確認を適切に行うべきもの

大島3丁目200mm—100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事は、老朽化した配水管の布設替工事に併せて、各戸へ供給している給水管の付替えを行うもので、他の請負者が施工する配水管の布設替工事の現場内において、並行して施工するものである。

このうち、設計における間接工事費についてみたところ、共通仮設費は同経費の対象工事費に、開削工事及び小口径推進工事による経費率を乗じて積算し計上していたが、施工においては、工事看板、保安施設等の同経費に見合う共通仮設について、工事写真等の関係書類からその実施を確認できなかった。

他の請負者が施工する配水管布設替工事の現場内において、給水管付替工事を施工する場合には、監督員は共通仮設費として計上された経費相当の仮設を請負者に実施させるとともに、その実施状況について確認されたい。

これ以外にも、東門前3丁目300mm—75mm配水管布設替に伴う給水管付替工事において、同様の事例が見られたことから、共通仮設の実施について適切に行われたい。

(監査番号17、18) (上下水道局水道部設計課、同第1配水工事事務所)

2 撤去する給水管の取扱いに関する指示及び確認を適切に行うべきもの

給水管維持その1工事(単価契約)は、各戸へ供給している給水管の老朽化に伴う更新を目的として、既存給水管を撤去しこれに替わる管を布設するために、請負者は監督員からの指示書に基づいて施工し、また、監督員は工期末までにその施工数量の集計をして、本契約により決定した各工種の単価を基に精算を行うものである。

このうち、給水管の布設替えに伴い撤去した給水管についてみたところ、同給水管の処分状況を工事写真等の関係書類から確認することができず、また、設計図書において処分方法等に関する明確な指示をしていなかった。さらに、同給水管の撤去については所有者である各戸から承諾を得ているものの、撤去後の処分について承諾を得ていなかった。

給水管の布設替えに伴い撤去する給水管の取扱いについては、設計図書において関係法令に基づき適切に処分することと明示した上で、このことについて監督員は請負者に対し適宜指示を行うとともに、その処分状況について確認されたい。併せて、同給水管の撤去後の処分について所有者から承諾を得られたい。

これ以外にも、給水管維持その2工事(単価契約)及び給水管維持その3工事(単価契約)において、同様の事例が見られたことから、撤去する給水管の取扱いについて適切に行われたい。

また、給水管維持その3工事（単価契約）において、撤去する給水管の施工状況についてみたところ、同給水管の一部は撤去されず公道内に残置されていた。給水管の撤去を必要とする工事においては、監督員は請負者に当該給水管を確実に撤去させ、その撤去状況について確認を行われたい。

（監査番号25、26、27）（上下水道局水道部第1配水工事事務所、同第2配水工事事務所、同第3配水工事事務所）

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

（1）施工変更について適切な手続を経た上で指示を行うべきもの

変更契約前における請負者への指示において、施工変更の内容等について書面による所属内の事前確認手続を適切に行っていなかった事例

（監査番号8）（港湾局川崎港管理センター整備課）